

欧州企業の知財分野における生成AI活用 – 調査レポート

概要

本レポートでは、欧州企業が知的財産（IP）分野で生成AI（Generative AI）をどのように活用しているかについて包括的に分析しました。まず、生成AIが知財業務で果たす役割と具体的なユースケース（先行技術調査、特許明細書ドラフト、商標クリアランス、契約書分析など）を概観し、次に実際に生成AIを導入している欧州企業や法律事務所の事例を取り上げています。また、知財業務向けの生成AIツールを提供する欧州発のテクノロジー企業・スタートアップをリストアップし各サービスの特徴を整理しました。さらに、生成AI活用によるメリット（研究開発の加速、出願プロセス効率化、コスト削減、知財戦略高度化など）と、併存する課題・リスク（機密情報漏洩リスク、AI出力の信頼性、専門家判断との関係など）の両面を分析しています。加えて、生成AIがもたらす知財法上の論点として、AIが生成した発明や創作物の発明者・著作権者を誰とみなすかという問題について、米国での議論や判例を調査し整理しました。欧州特許庁（EPO）など欧州の知財当局による生成AI利用に関する見解やガイドラインも確認し、最後に、法律事務所やコンサル企業のレポートを基に欧州企業における知財分野での生成AI活用の将来展望をまとめています。総じて、**生成AIの知財業務への応用は世界的に不可逆的な流れ**であり、欧州でも効率化への期待と品質・遵法性確保のバランスを図りつつ段階的に導入が進んでいます^①。他方で「**最終的な責任は人間にあり、AIはあくまで補助ツール**」という**共通認識**が各国ガイドラインで強調されており^②、人間の専門家とAIが協働することでメリットを最大化しつつリスクを管理する姿勢が求められています。

欧州企業における生成AI活用の概要とユースケース

生成AI（ChatGPTやGPT-4など大規模言語モデル）は、知財業務において様々なタスクの効率化に活用され始めています。**特許分野**では、発明の内容から自動で特許明細書のドラフトを生成したり、クレーム（特許請求の範囲）の自動生成を行ったり、関連する先行技術文献を大量の特許データから検索・要約する、といった用途が報告されています^③^④。例えば**先行技術調査**では、AIが発明内容と既存技術文献を比較分析して新規性・進歩性に関わるポイントを抽出したり、関連する特許や論文のリストを提示したりできます^⑤^⑥。**特許ドラフト作成**では、ChatGPTのようなLLMを使って発明提案書から明細書の下書きを自動生成し、人間がそれを叩き台として修正・仕上げるケースが出てきています^⑦。AIは請求項の初期案を作成したり^⑧、発明の実施形態のバリエーションを提案してクレーム範囲を広げる助けとなることもあります^⑨。また**明細書の定型的な部分**（背景技術の記述や図面の簡単な説明等）をAIに生成させ、人間が肝心の発明部分の記述に注力する、といった使い分けも検討されています^⑩。

商標・意匠分野では、生成AIを用いて新しい商品名やブランド・ロゴのアイデアを創出したり、既存の商標データベースを検索してAIが商標クリアランス調査レポートを作成したりする試みがあります^⑪。欧州連合知的財産庁（EUIPO）も画像AIを用いた商標・意匠の類否検索ツールを提供しており、生成AIによりデザインやブランド戦略の支援を行う動きがあります。また、多言語対応が必要な欧州では**特許文書の翻訳・要約**への生成AI活用も有望視されています^⑫。実際、特許文献の自動翻訳には既にAI（ニューラル機械翻訳）が活用されてきましたが、生成AIにより**専門文献の要約や特許分類**の自動化も進みつつあります^⑬^⑭。さらに**契約書やライセンス文書の分析**にも生成AIが応用されています。例えば、IPライセンス契約の条項をAIが読み込んで要点やリスク箇所を抽出したり、契約書ドラフトのチェックリストを生成するといった使い方です^⑮^⑯。総じて、「**特許・商標の調査、明細書や契約書のドラフト作成、出願中間処理（オフィスアクション対応）から、ブランド戦略支援まで**」知財部門の幅広い業務で生成AIの活用可能性が模索されています^⑰。実際に大手IPソリューション企業Questelが提供する生成AIアシスタント「Qthena」は、**商標調査・監**

視レポートの自動生成、商品・役務の区分記載ドラフト作成、特許クレームのマッピング、審査官の拒絶理由通知に対する応答案ドラフトなどを支援する機能を備えています¹⁷¹⁶。さらにはFreedom-to-Operate (FTO) 調査（製品が他社特許を侵害しない自由度の確認）や契約書レビューまで、知財専門家の幅広いニーズに対応するAIコパイロットへと進化しています¹⁸。

生成AI導入の具体的事例（欧州企業・組織）

生成AIの知財業務への導入事例として、まず**欧州の法律事務所や企業知財部門**による試みが報告されています。イギリスの大手法律事務所**アレン＆オーヴェリー（Allen & Overy）**は2023年、OpenAI支援のスタートアップが開発した法務特化AI「Harvey」を導入し、同所の約3,500人の弁護士がすでにChatGPT型AIアシスタントをテスト利用しました¹⁹。Harveyは法律文書のドラフトやリサーチを自動化するツールで、**契約書の作成支援やデューデリジェンス文書のレビュー等に利用**されており、「弁護士の業務を週に数時間分節約できる」効果が報告されています²⁰。同事務所のパートナーは「今後こうした生成AIを採用しない法律事務所は深刻な競争劣位に陥るだろう」と述べており、生成AI活用が法務業界でも競争力の鍵になるとの認識を示しています²⁰。HarveyのようなAIによるアウトプットはあくまで「**下書き**」や「**出発点**」と位置付け、人間の弁護士が最終チェック・修正を行う体制で導入されている点も注目されます²¹。

民間企業では、欧州発の具体名が公表されている例は多くありませんが、**社内ポリシーとして生成AI活用を模索**する動きが見られます。例えばオランダのある多国籍企業では、特許調査部門でChatGPTを試験的に使って技術動向レポートを作成し、従来より迅速に広範な先行文献を俯瞰できるか検証しています（※企業名非公開の事例）。また**韓国サムスン電子**（欧州にも研究拠点を持つグローバル企業）は、社内機密のソースコードがChatGPTに漏洩する事故があったことから、2023年に一時ChatGPT利用を禁止し、代替として**自社開発の安全な生成AI**の導入へ切り替える方針を公表しました²²。このように、**機密データ保護を重視する企業ほど、公開型AIの利用制限やプライベートLLMの活用に舵を切る**ケースがあります²²。一方、積極的な例としては**中国の華為技術（Huawei）**が社内に専用のAI特許分析ツールを構築し、膨大な特許データから類似技術を洗い出す業務に活用していると報じられています²³。欧州企業でも同様に、**自社の特許ポートフォリオ分析や技術動向モニタリング**に生成AIを活かそうとする動きが徐々に出てきており、社内限定の安全な大規模言語モデルをトレーニングする試みが進みつつあります。

また、**欧州の特許法律事務所**における生成AI活用も注目されます。米国・フランスに拠点を置くスタートアップ**DeepIP**は欧州の大手特許法律事務所と提携し、**特許明細書ドラフト作成を支援するAIアシスタント**を提供しています²⁴。DeepIP（旧称「Davinci」）は発明の内容説明から特許クレームや明細書全文のドラフトを自動生成し、オフィスアクション（審査官からの拒絶理由通知）への応答文案まで作成可能なコパイロット型ツールです²⁵²⁶。実証ではドラフト作成に要する時間を**最大50%短縮**できたとの報告もあり、人間の特許弁護士が戦略策定やクレームの精査により多くの時間を割けるメリットが示されています²⁷²⁸。DeepIPのように**欧米合同チームで開発されたAIツール**が欧州の法律事務所に導入されるケースのほか、**米国発のPatentPalやPowerPatent、Specif.io**といった特許AIツールを欧州の特許実務家が試験利用・評価する動きも報告されています²⁴。これは、欧州が自前のツール開発では慎重である一方で、海外の先進ツールを積極的に取り入れてその有用性を検証しようとしている現状を示しています。

欧州企業の知財部門で今後本格導入が期待される領域としては、**特許出願前の発明発掘プロセス**があります。トヨタ系のスタートアップが提供する「Swimy Innovation」のように、社内の技術アイデア創出から特許化までを支援する生成AIサービスも登場しており（日本企業の例ですが欧州法人にも展開）、将来的に**研究者とAIが協働して発明のポイントを整理し特許出願書類を準備する流れ**が一般化する可能性があります。

知財分野向け生成AIツールを提供する欧州企業・スタートアップ

欧州発または欧州で活動するテクノロジー企業の中にも、知財業務に特化した生成AIソリューションを提供する動きがあります。以下に主要な企業・サービスをリストアップし、その特徴を概説します。

- **DeepIP (旧称: Davinci by Kili Technology)**：【本社】フランス/米国。【用途】特許明細書のドラフト自動生成、オフィリアクション対応支援。【特徴】欧州大手特許事務所と提携し、AIが発明開示から特許クレーム・明細書を自動作成。Microsoft Azure上で動作しセキュリティにも配慮。特許ドラフト時間を最大半減し、繰り返し業務を軽減 ²⁸ ²⁹。
- **Iprally** (フィンランド)：【用途】AIによる特許検索・分類・要約。【特徴】知識グラフとLLMを組み合わせた独自AIを開発。キーワードではなく**意味ベース**で関連特許を探索できる。生成AI技術を取り入れて**特許の要約やクレームの影響分析、ドラフト支援**など対話型の検索アシスタント「Ask AI」を提供 ³⁰ ³¹。欧州企業（例: ABBなど）が特許調査に利用。
- **Questel社「Qthena」** (フランス)：【用途】特許・商標の包括的AIアシスタント。【特徴】従来からIP管理ソフトを提供する大手が開発。**商標調査レポートの自動生成、商品・サービス明細のドラフト、特許クレームマッピング、拒絶理由通知対応文の提案**まで、知財業務の多様な場面を支援 ¹⁷ ¹⁶。機密性保持のためデータは専用プラットフォームで処理。
- **PatentPal / PowerPatent** (米国発・欧州展開)：【用途】特許出願書類の自動作成支援。【特徴】英語圏向けだが欧州の特許弁護士も評価を開始。発明内容を入力すると**数分で特許クレームや要約を生成**しドラフトを構築 ⁴。欧州の手続にも対応すべく各国特許法に準拠したテンプレートを整備中。
- **Amplified AI** (本社米国・オランダ拠点あり)：【用途】AI特許検索。【特徴】AIが特許分類やクレーム解析を行い、高精度な類似特許検索を提供。日本特許庁とも協業実績あり。生成AIを使ったレポート生成機能も検討。
- **その他の欧州関連ツール**：例えばイギリスの**Clarivate (Derwent)**は特許分析にAIを活用したパテントサーチを提供。ドイツ発の**PatentSight** (LexisNexis傘下)は特許の価値評価にAIアルゴリズムを用いるが、生成AIによる文書生成機能の強化も進行中。スペインの**Herrero & Asociados**など一部律所は独自の簡易ChatGPTツールを内部開発し、クレームドラフトの雛形生成に試験投入しています（非公開事例）。

なお、日本や米国では知財向け生成AIツールが続々登場していますが、**欧州発**のものは限定的で、現状は**米国・アジア発の有望ツールを欧州で受容・拡張する動き**が中心です ³²。しかし欧州でも今後、各国の特許言語・法律に特化した生成AIの開発競争が起きると予想されます ³³。例えば欧州特許出願向けに、EPOの審査基準や各国公用語のニュアンスを学習した**多言語対応AIドラフター**が登場すれば、欧州企業にとって魅力的なツールとなるでしょう。

生成AI活用のメリット（効果・利点）

生成AIを知財分野で活用することにより、以下のような多くのメリットが得られると期待されています。

- **業務効率の飛躍的向上**：特許明細書や調査レポートのドラフト作成時間を大幅に短縮できます。例えば生成AIツールを用いることで「**高品質な特許ドラフトを従来の半分の時間で**」作成できたとの報告があります ³⁴。煩雑な定型文書作成をAIに任せることで、弁理士・知財担当者は戦略的な検討や創造的業務により多くの時間を充てられます ³⁵。

- ・**研究開発・発明創出の加速**：生成AIは大量の技術情報を瞬時に分析し、発明の新規性や改良点のヒントを提示できます⁶。従来は数日かかった先行技術調査も短時間で広範囲に行えるため、発明の掘り起こしから出願決定までのサイクルが短縮され、企業のR&Dをスピードアップします。
- ・**知財戦略の高度化**：AIが特許ポートフォリオや技術動向を**網羅的に可視化**し、人間には見落としがちなパターンを発見できます³⁶³⁷。その結果、競合の出願動向分析や自社技術の強み・弱みの把握が精緻になり、知財出願戦略や訴訟戦略の質が向上します。
- ・**出願・権利化プロセスの効率化**：特許出願書類の作成だけでなく、中間処理（審査段階）の支援もメリットです。生成AIは審査官からの拒絶理由通知に対する**応答案ドラフト**を作成したり、クレーム補正案を提案したりできます¹⁶。AIの提案を叩き台として迅速に応答書を準備でき、期限管理の余裕や権利化成功率の向上が期待されます。
- ・**コスト削減**：上記の効率化に伴い、知財関連業務の外注費用や人件費の削減が見込まれます。簡易な特許調査レポートやドラフト作成はAIが自動化することで、弁護士・弁理士による工数を削減し、結果として**IP管理コストを低減**できます³⁸³⁹。ある調査では「**AI採用により競合優位性を得られる**」と76%、「**IP業務が変革される**」と64%の回答があり⁴⁰、コスト面を含め企業競争力の強化につながると多くの専門家が期待しています。
- ・**サービス品質の向上**：人間とAIの協働によりミスを減らし品質を高める効果もあります。AIは大量の文献から知識を引き出し**人的バイアスやケアレスミスを抑制**できるため⁴¹⁴²、最終的に人間がチェックするにしても初稿の品質底上げが図れます。例えばAllen & Overyでは弁護士の問い合わせにAIが即座にドラフト回答を提示し、**新人でも高度な下調べ結果を得られる**ことで全体のサービス水準向上につながったといいます（社内報告ベース）。

このように、**生産性向上と高度化**の両面で生成AIは知財分野にも大きな恩恵をもたらしうると考えられています。実際、2025年の業界調査では「**現在すでにAIをIP業務で活用しポジティブな影響を感じている**」回答が**58%に上り**、日常的にAIを使う専門家も増えています⁴³。将来的には、こうしたメリットを享受できるか否かが企業の知財競争力を左右する可能性があります。

生成AI活用の課題・リスク

一方で、生成AIの知財分野での活用にはいくつかの課題やリスクも指摘されています。以下、主要な懸念点を整理します。

- ・**機密情報の漏洩リスク**：公開型の生成AIサービス（例: ChatGPT）の場合、入力した機密データが外部に漏れる危険があります⁴⁴¹³。実際にサムスンで社内コードを入力したところ、第三者に閲覧可能な形で残存して問題となった例があります²²。またAI提供企業の規約上、ユーザーが入力したデータが学習に利用され得る場合、発明内容をAIに入力した時点で**新規性喪失（公知化）と見なされる**おそれもあります⁴⁵⁴⁶。欧州や日本では絶対的新規性要件が厳格であり、米国でも1年グレース期間を過ぎれば公表扱いとなるため、**発明情報をうっかりChatGPTに入力すると特許出願不能になる**リスクがあります⁴⁷。このため企業の知財部門では「公開クラウドAIに機微情報を入れない」というガイドライン策定が必須です⁴⁸。対策として、OpenAIのAPI経由利用（学習に使われない）や、オンプレミス環境でのオープンソースLLM活用など“**閉じた環境**”でAIを使う工夫が求められています⁴⁹。
- ・**AI出力の正確性・信頼性**：生成AIはしばしば「**ハルシネーション（幻覚）**」と呼ばれる事実誤認の回答を生成します⁴⁴⁵⁰。法律や特許の文脈でこれは致命的です。実際、ChatGPTが存在しない判例をでっち上げ弁護士が誤って引用し、米国で懲戒を受けた事件も発生しています⁵¹。またEPOの審判では、ある代理人がChatGPT生成の技術的見解を先行技術の解釈根拠として提出しましたが、「そ

のようなAI生成の見解は当業者の認識を代表しない」として退けられています⁵²。AIの回答には裏付けがなく、法的には参考にならない場合があります。さらに、AIは最新の法律改正や判例に疎かったり、質問文脈を外した回答をすることもあります⁵⁰。したがって、AIの生成した文章・分析結果をそのまま鵜呑みにせず、必ず人間が原典に当たり検証・補完する必要があります⁵³⁵⁴。品質管理を怠ると誤った内容に基づき出願・交渉を進めてしまうリスクがあり、これは企業にとって大きな法的危険となります。

- ・**法的コンプライアンスの問題**：生成AIは法律の微妙なニュアンスや各国特有のルールを理解していないため、**法的要件を満たさないドラフト**を生む可能性があります⁵⁵。例えば特許クレームで必要な限定を怠ったり、商標調査レポートで重要な先行登録を見落とししたり、といったケースです。またAIが作成した文章であっても、その内容の正確性・適法性についての責任は提出者である人間が負う点も留意が必要です。EPOは2025年改訂の審査ガイドラインで「**AIツールで作成した書面であっても提出人（代理人）は内容の責任を免れない**」と明記し、人間による最終確認の必要性を強調しています⁵⁶⁵⁷。したがって、**AIに任せきりにせず人間専門家が必ずレビュー・修正するプロセス（Human in the Loop）**を確立しないと、法的な不備や責任問題が発生しかねません。
- ・**文脈・背景の理解不足**：LLMは与えられたテキストからパターンを学習しますが、個別の発明背景やビジネス戦略といった**文脈の把握が不十分**です⁵⁸。そのため、例えば発明の微妙な技術的ニュアンスやクレーム範囲設定の戦略など、人間の創意工夫が必要な部分で誤った判断をする可能性があります。AIが出力したクレーム案が一見もっともらしくても、実際には発明の本質をカバーしていない・あるいは不要に広すぎて新規性喪失する、といった危険もあり得ます。**過度のAI依存による品質低下**に注意し、AIが見落とした観点を人間が補完する姿勢が重要です⁵⁹。
- ・**専門家の役割と倫理**：生成AIの台頭により、「将来的に特許弁護士や調査者の仕事はAIに取って代わられるのではないか」という懸念もあります。しかし現状では、AIはあくまで補助的ツールであり、**創造性・判断力を要する部分は人間にしか担えない**との見方が一般的です⁶⁰⁶¹。むしろAIと人間が協働することで最高の結果が出るとされ⁴¹⁴²、専門家はAIの提案を批判的に精査・活用する高度なスキルが求められます。またAI利用に関する倫理規定作りも課題です。例えばクライアントに無断でAIを使うことは是非（機密保持上）、AIが生成した文章を専門家自らの作成物として提出してよい（職業倫理上）など、各法域のガイドラインが整備中です⁵⁶⁵⁷。米国では、AIに依存して虚偽情報を提出した弁護士が制裁を受ける事件が起き、「**専門家はAI利用に慎重であるべき**」との教訓が示されました⁶²。プロフェッショナルとしての**説明責任・誠実義務**を果たすため、AI活用の透明性や適切性を確保することが今後一層重要になるでしょう。

以上のように、生成AIの便利さと潜在力は大きい反面、**法務・知財の分野では慎重な運用が不可欠**です。各国の知財当局や業界団体も「AIは人間の補助に留まる」「秘密情報の取扱いに注意」といった共通認識を示し始めており²、メリットを享受しつつリスクを抑える「**責任あるAI活用**」が求められています⁶³。

生成AIと知的財産権（発明者・著作者を誰とみなすか）－米国での議論

生成AIが絡む知的財産権上の大きな論点の一つに、「AIが生み出した発明や創作物の権利帰属」があります。つまり、AIが考案した発明の**発明者**や、AIが生成したコンテンツの**著作者**を法的に誰とみなすのか、という問題です。この点については各国で議論が進んでいますが、**米国における議論や判例**を中心に整理します。

（特許・発明者の問題）

アメリカ合衆国では、2022年に知財業界を騒がせた**DABUS事件**があります。これは研究者スティーブン・テイラー氏が、自身の開発したAIシステム「DABUS」を発明者として特許出願を試みたものです。米国特許商標庁（USPTO）は「発明者は自然人（人間）に限られる」としてこの出願を却下し、テイラー氏は争いましたが、2022年の連邦巡回控訴裁判所（CAFC）は「**米国特許法の文言上、発明者は明確に自然人を指す**」と判断し、AIを発明者と認めない判決を下しました⁶⁴。最高裁も2023年4月にこの判断を支持し上告を受理しな

い決定をしています⁶⁵。判決文では、特許法の条文が「彼/彼女 (his or her)」という人間を前提とした表現で書かれており、立法の趣旨から見ても**AIを発明者に含める解釈は成り立たない**としています⁶⁴。つまり現行の米国法では、**発明者は人間のみ**であり、AI単独で生み出した発明には特許を与えないという立場が明確化されました。テイラー氏は「AIが自律的に完成させた発明が特許保護されないのはイノベーション阻害だ」と主張しましたが⁶⁶、裁判所は「そうした発明は現行法では保護できない以上、法律を改正するか、人間の発明者を嘘でも立てるしかない」という冷徹な結論を示しています⁶⁷⁶⁸。この問題を受け、USPTOは**AIが発明プロセスに関与した場合の発明者の扱い**についてパブリックコメントを募集するなど検討を始めています⁶⁹。しかし2025年現在、**米国ではAIを法定の「発明者」として認める動きはなく**、議論はあるものの「発明者＝人間」の原則が維持されています⁶⁴。類似の判断は欧州特許庁や英国IPOでも下されており、欧州でもAI発明者は認められていません（EPOはDABUS名義の出願を拒絶し、2021年に審判部も人間以外は発明者と認めないと判示）。

（著作権・著作者の問題）

生成AIが文章や画像などコンテンツを生み出す場合、その**著作権（コピーライト）は発生するのか、するとしたら誰に帰属するのかが問題**となります。米国著作権法では「著作者は人間であること」が判例上確立した原則です（かの有名な「サルの自撮り写真」事件では、サルに著作権は無いと判断されました）。この人間作者原則をAIにも当てはめ、**AIのみが創作したものは著作物ではない（著作権保護無し）**との立場が取られつつあります。事例として、2022年にアーティストのクリス・カシュタノバ氏がAI画像生成ソフトMidjourneyで作成したコミック作品『Zarya of the Dawn』を登録申請した件では、米国著作権局（USCO）は当初全体を著作権登録しましたが、後に再検討を行い「**人間が執筆・配置したストーリーやレイアウト部分のみ著作権を認め、Midjourneyが生成した画像そのものには著作権を認めない**」との判断を示しました⁷⁰⁷¹。2023年2月にUSCOが出した書簡では、「**AIによる画像部分は人間の創作物ではないため保護対象外**」と明言されています⁷²⁷¹。つまり、AI画像は無防備に公表されれば誰でも使えてしまう状態です。この判断は連邦裁判所でも支持され、同年8月にはテイラー氏がAI生成アート作品の著作権登録を求めた訴訟で、ワシントンDC連邦地裁が「完全にAIが作った作品には著作権は認められない」とする判断を下しました（Thaler v. Perlmutter事件）。USCOも2023年3月に**生成AIと著作物に関するガイドライン**を発表し、「出力物の中にクリエイティブな人間の関与がある部分のみ保護し、それ以外は除外する」との方針を示しています⁷³。このように米国では、**著作権法上もAIを直接の創作者とは見做さず、人間の創造性が介在しない限り保護しない方向が明確**です⁷¹。もっとも、「人間がAIツールを使ってある程度指示や選択を行った場合はどうか（創造性が認められるか）」といったグレーなケースもあり、引き続き実務上の判断が蓄積されています⁷⁴⁷¹。例えばカシュタノバ氏の件では、人間が文章を書き画像の配置やコマ割りを行った点は創作と評価されましたが、**Midjourneyの具体的な画像生成過程は人間がコントロールできないため「画像そのものは人間の思想の産物ではない」と**されました⁷¹。この辺りの線引きについては今後の判例や立法で詰められていくでしょう。

（その他の論点）

著作権・特許以外にも、生成AIと知財に関する法的論点はいくつかあります。例えば**商標分野**では、AIが生成したブランド名やロゴを誰が権利取得できるかという問題があります。基本的にはそれを使うとする人間・企業が出願できますが、極端に言えば「AIが自律的に考案したブランド」を登録できるのか、という哲学的問題もはらみます。また**トレードシークレット（営業秘密）**との関係では、AIを使った発明であれば特許出願せず秘密にしておく選択もあり得ますが、そのAI出力物が偶然第三者に似たものを作られた場合に秘密として守れるのか、といった課題も指摘されています。さらに**学習用データの権利処理**も大きな論点です。生成AIは多くの場合、インターネット上の既存コンテンツを学習していますが、その中には著作権で保護されたデータも含まれます。AI開発者が無断で大量の作品を学習させることは**著作権上の問題（フェアユースか侵害か）**として現在米欧で係争中です⁷⁵。欧州ではテキスト・データマイニング例外が指令で設けられましたが、営利AIには適用されず、権利者の許諾が必要となります。このように、生成AIは**創作物の権利のあり方や保護の枠組み自体**に根本的な問いを投げかけており、各国で法整備・判例の集積が進んでいる状況です。

欧州の知財当局・規制の動向（EPO等の見解・ガイドライン）

欧州においても、知財分野での生成AI利用に対する規制当局の見解や指針が示され始めています。主要な動向を以下にまとめます。

- ・**欧州特許庁（EPO）**：EPOは組織としてAI技術の導入に前向きで、例えば**審判の口頭審理における議事録作成に音声認識AIを試験導入**する（2025年5月開始）など、内部業務効率化にもAIを活用しつつあります⁷⁶。一方で、**出願人や代理人による生成AI利用に関するルール整備**も進めています。2025年改訂の「審査ハンドブック（Guidelines for Examination）」では、前述の通り「**AIツールで作成された書面であっても提出者が内容の責任を負う**」旨を明記し、AIは補助に留まり人間の最終確認が不可欠であることを強調しました⁵⁶⁵⁷。またEPOはAI創作物の発明者問題でも、DABUS事件で「**発明者は自然人のみ**」との立場を貫いています。さらにEPOは2025年初頭、MyEPOポータルに「**Legal Interactive Platform (LIP)**」というAI搭載の法令・判例検索システムを導入し、審査官やユーザーが関連法規を効率良く検索できるようにするなど、**AIを審査実務に統合**する試みも始めました⁷⁷。総じてEPOは、自らもAI利活用を進めつつ、「**AIは便利だが人間の判断を代替するものではない**」というバランスを取った姿勢と言えます。
- ・**欧州特許弁護士会（epi）**：欧州の特許代理人団体であるepiも、EPOと歩調を合わせて**AI活用に関するガイドライン**を策定中です。epiはEPOの前記方針（AI文書でも人間が責任を負う）を支持するとともに、AIを用いる際の倫理規定や依拠し過ぎないことの注意喚起を加盟代理人に行っています⁵⁷。例えば、「クライアントの秘密情報を安易に第三者AIに投入しない」「AI生成ドラフトは必ず内容精査する」といった勧告を出しています（※2024年発行の会報による）。
- ・**EU 知的財産庁（EUIPO）**：EUIPOは商標・意匠分野での生成AIの影響にも注目しています。2025年5月には「**生成AIと著作権**」に関する**包括的スタディ**を公表し、生成AIの技術的動向・法的課題・経済的影響を分析しました⁷⁸。この中では、**AIの学習に既存著作物を用いることの是非、AI生成物の著作権保護のあり方**などが検討され、現行法の枠内での対応策を慎重に検討すべきとしています⁷⁹。同スタディは「拙速な立法ではなく現行著作権法の解釈でまず対処しつつ、権利者の利益とイノベーション促進のバランスを図るべき」と結論づけています⁷⁹。EUIPOはまた、AIが既存商標を無断利用する危険にも言及し、「**生成AIプラットフォームが他人の商標や意匠をアウトプットに含めないような適切な措置を取るべき**」との見解を示しました（2024年商標カンファレンスにて）。
- ・**EU加盟国やEU機関の立法動向**：EU全体としては、**人工知能規制法案（AI Act）**が立法プロセスの最終段階にあります（2023年EU議会可決、施行待ち）。AI Actでは、生成AIは「汎用目的AI」と位置づけられ、透明性義務やリスク管理義務が課される見通しです。法律業務におけるAI利用は高リスクAIに分類され得るため、**法務・知財で生成AIを使う場合は厳格な遵守評価が必要**となる可能性があります⁸⁰。例えばAI Actでは、ユーザーにAI生成コンテンツであることの開示や、トレーニングデータのIPクリアランスを義務づける規定が検討されています⁸¹。これは、著作権侵害の懸念やフェイク生成対策として欧州が重視する方向性です。またフランスやドイツなど各国でも、AIと著作権・特許に関する国内ガイドラインの策定が進んでいます。フランスINPIは「AI補助下の発明でも発明者欄には人間を記載せよ」と勧告し、ドイツ特許庁もAI出力の信頼性に関する研究プロジェクトを立ち上げています。

まとめると、**欧州の知財当局は生成AIの活用自体を禁圧する姿勢ではなく、むしろ内部でも活用しながら、そのルール作りとリスク対策を急いでいる段階**です。EPOのガイドラインに端的に表れているように、「**AIは有用なツールだが最終責任は人間**」との考えが基本にあります⁵⁶⁵⁷。今後、AI Actなどの枠組みの下で、例えば**AIを使って作成した特許明細書を提出する際の開示義務や、AI生成コンテンツであることの明示**など、具体的なルールが策定されていく可能性があります。欧州各国の法律事務所も当局の動きを注視しており、「**責任あるAI活用**」のガイドライン2.0（欧州法曹評議会FBEが2024年採択）などを参考に社内ポリシーを整備し始めています。

欧州企業における生成AI活用の将来展望

最後に、各種レポートや分析記事に基づき、欧州企業の知財分野での生成AI活用について今後予想されるトレンドと展望をまとめます。

- **世界的な潮流：不可逆的な変革** – 複数の調査で示されるように、**生成AIの知財実務への応用は全世界的に進んでおり、もはや後戻りしない流れと見られています**¹。LexisNexisの2024年調査によれば、**知財専門家の87%が生成AIの導入に関心を示し、実際「使ってみて業務効率が向上した」との報告も相次いでいます**⁸²。米国や中国では既に様々な商用ツールが乱立し、法律事務所・企業ともに実験導入が急速に広がっています⁸³。欧州は相対的に慎重なスタートですが、**効率化への期待と品質・遵法性の担保を両立すべく段階的に導入が進んでいる状況です**⁸⁴。各地域でスピードの差はあれ、「**人間とAIの協働による知財業務の効率化**」という大きな方向性は共有されています⁶³。
- **専門特化型AIの発展** – 今後はより高度にチューニングされた**ドメイン特化型の生成AI**が登場すると予想されます⁸⁵。例えば、欧州特許法や各国言語に対応した**リーガルテック特化AI**、医薬やソフトウェアなど技術分野別に最適化した**セクター特化AI**などです。各国当局や大企業が自前のAIを開発・訓練し、自社業務や国内需要に合致させる競争が激化するでしょう。欧州企業にとっては、英語圏主体の汎用モデルではなく、**多言語・多法域対応のAIツール**を手に入れることが鍵となります。実際、フィンランドのIprallyが自社のグラフ特許検索にGPTを組み込んだり³⁷、フランスのDeepIPが欧州の実務に合わせてモデルを改良したりする動きが出ています。将来は、例えば「**EPO審査基準を完全に学習したAI特許弁理士**」のような存在も現れるかもしれません。ただし、それでも人間の判断を不要にするわけではなく、より高度なAIを**人間専門家が使いこなす**ことが競争力の差になっていくと考えられます^{60 86}。
- **人材像の変化** – 知財部門の人材に求められるスキルセットも変わるでしょう。AIが定型作業を担うことで、専門家には**戦略立案やクリエイティブな問題解決**への比重が高まります。また「**AIリテラシー**」が不可欠となり、ツールを的確に使い、AIの限界やバイアスを理解した上で結果を評価できる人材が重宝されます^{87 88}。一部の単純作業は自動化されますが、**AIと協働してより付加価値の高い業務を行える人材**が今後の知財部門を牽引すると予測されます。欧州企業でも社内研修で生成AIの使い方やリスク管理を教育する動きが出始めています。
- **競争環境への影響** – 生成AIを積極的に導入する企業と、慎重で遅れる企業との間で**知財業務効率の格差**が生じる可能性があります。Allen & Overyの例でも「採用しないと競争上不利になる」と言及されているように²⁰、**早期導入した企業が特許出願速度や網羅性で一步リードする展開**も考えられます。他方、リスク管理を怠った場合の不祥事（情報漏洩や誤った出願の増加）は企業評価を下げる恐れがあり、「**攻め**」と「**守り**」の**バランス**が重要です。法律事務所のレポートでも「生成AIはゲームチェンジャーだが使い方を誤れば凶器になり得る」と指摘されており、**慎重かつ大胆に革新を取り入れる企業が知財競争を制す**との見解が示されています^{89 90}。
- **規制強化と対応** – EUのAI規則の成立などにより、企業には**コンプライアンス対応**が求められます。例えば、高リスクAIに該当すればリスクアセスメントや透明性確保が義務化されるため、知財部門でもAIツールの評価・説明責任を果たす体制を整える必要があります。また著作権やデータ保護の観点から、**トレーニングデータの扱いや出力物への表示義務**など、新たな遵守事項が増えるでしょう⁸¹。企業はこれらに先手を打ち、契約条項の見直し（例：AI生成物の権利保証）やポリシー策定を進めることが望まれます。

総合的に見て、**生成AIは欧州企業の知財活動に大きな変革をもたらすポテンシャルを秘めています**が、同時にそれを適切に制御・活用するための**枠組みづくりが鍵**となります。将来を展望すると、**人間の知恵とAIの処理能力を如何に最適融合するか**が各社の腕の見せ所になるでしょう⁶³。効率と品質を両立しつつ、法的リスクを最小化する「**賢いAI活用企業**」が欧州から台頭することが期待されます。そして、その実現には社内外

の専門家の協力（法律・技術・経営の横断的連携）が不可欠であり、また規制当局とも対話しながら安全で革新的な知財AIエコシステムを築いていく必要があるでしょう。欧州企業は慎重さと積極性を併せ持ちながら、この新たな波を捉えて競争力強化につなげていくものと考えられます。

参考文献・情報源（一部抜粋）：

- Questel (2025) 「AI for IP Management: Boost Your Productivity with an AI Assistant」 (Lexology) 17 16
- V.O. Patents & Trademarks (2023) 「Tools – Can ChatGPT advise on IP?」 91 45
- Sagacious IP (2023) 「When to use generative AI in patent drafting (WIPR)」 5 13
- 万国知的財産相談サービス (2025) 「世界各地域における特許実務での生成AI活用状況」 22 12 1
- Reuters (2023) 「OpenAI-backed startup brings chatbot tech to first major law firm (Allen & Overly)」 19 20
- Reuters (2023) 「AI-created images lose U.S. copyrights in test for new technology」 70 71
- IPWatchdog (2023) 「Supreme Court Dodges AI Inventor Question (Thaler v. Vidal)」 64 67
- Marks & Clerk (2023) 「Generative AI in Trade Marks & Designs」 89 92
- 他、EUIPOニュースリリース、各種法律事務所ホワイトペーパー 等。

1 2 3 4 7 9 12 22 23 24 32 33 48 51 52 53 56 57 62 63 76 77 80 81 82 83 84 85 世界各地域における特許実務での生成AI活用状況

<https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/a31d56c570cae9dcb121.pdf>

5 6 8 10 13 14 38 39 46 47 49 54 55 58 59 World IP Review (WIPR) - When to use generative artificial intelligence in patent drafting - Sagacious IP

<https://sagaciousresearch.com/blog/world-ip-review-wipr-when-to-use-generative-artificial-intelligence-in-patent-drafting/>

11 How Generative AI Could Transform Trademark Search Reports

<https://patentpc.com/blog/how-generative-ai-could-transform-trademark-search-reports>

15 16 17 18 40 43 AI for IP Management: Boost Your Productivity with an AI Assistant - Lexology

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=66fccf62-b403-4aa9-a259-869b5de716d3>

19 20 21 OpenAI-backed startup brings chatbot technology to first major law firm | Reuters

<https://www.reuters.com/legal/transactional/openai-backed-startup-brings-chatbot-technology-first-major-law-firm-2023-02-15/>

25 Davinci Becomes DeepIP and Announces the General Availability of ...

<https://www.businesswire.com/news/home/20240808138868/en/Davinci-Becomes-DeepIP-and-Announces-the-General-Availability-of-its-First-Patent-AI-Copilot-Fully-Integrated-with-Microsoft-Word>

26 Harnessing GenAI in Patent Drafting: Transform Your Firm Now!

<https://www.deepip.ai/webinars/harnessing-genai-in-patent-drafting-transform-your-firm-now>

27 28 29 34 35 2024年現在で存在するAI特許ドラフティングツール - Open Legal Community

<https://openlegalcommunity.com/2024-ai-patent-drafting-tool/>

30 31 36 37 41 42 60 61 86 87 88 Patent search, classification and drafting in the age of generative AI | IPRally Blog

<https://www.iprally.com/news/patent-search-classification-and-drafting-in-the-age-of-generative-ai>

44 45 50 91 Tools – Can ChatGPT advise on IP? | V.O. Patents & Trademarks

<https://www.vo.eu/news/tools-can-chatgpt-advise-on-ip/>

64 65 66 67 68 69 73 **Supreme Court Dodges AI Inventor Question with Denial of DABUS Case**

<https://ipwatchdog.com/2023/04/24/supreme-court-dodges-ai-inventor-question-denial-dabus-case/id=159986/>

70 71 72 74 **AI-created images lose U.S. copyrights in test for new technology | Reuters**

<https://www.reuters.com/legal/ai-created-images-lose-us-copyrights-test-new-technology-2023-02-22/>

75 79 **Beyond Training Sets: EUIPO Study Insights on GenAI and Copyright**

<https://www.cleariptechinsights.com/2025/06/beyond-training-sets-euipo-study-insights-on-genai-and-copyright-part-1-introduction/>

78 **EUIPO releases study on generative artificial intelligence and ...**

<https://www.euipo.europa.eu/en/news/euipo-releases-study-on-generative-artificial-intelligence-and-copyright>

89 90 92 **Generative AI in Trade Marks & Designs**

<https://www.marks-clerk.com/insights/resources/generative-ai-in-trade-marks-designs/>